

令和7年度

笠東小学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校は、上記のことを踏まえ、以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがあってはならない。そのためにいじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会・学校・家庭・地域・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服するという強い決意で行われなければならない。

学校は、いじめを受けた児童を徹底して守り通す責務を有し、いじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置するようなことが決してあってはならない。

2 校内体制

(1) いじめを許さない環境づくり

- ・ 学校は、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりのために、いじめが発生した場合の対応やいじめ防止のための指導計画を示し、いじめ防止に向けた生徒指導や教育相談、授業、校内研修を行う。
- ・ 校長をいじめ防止対応の責任者とし、以下に示す「いじめ等対策委員会」を中心として教職員間の緊密な情報交換や共通理解の徹底を図り、一致協力して対応する体制で臨む。

(2) 「いじめ等対策委員会」の設置

- ・ 構成員
(校長、教頭、主幹教諭、校務主任、教務主任、保健主事、生活指導主任、
教育相談担当、養護教諭、当該児童担任、スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー、なごや子ども応援委員会コーディネーターなど)
- ・ 年間10回の報告定例会だけでなく、緊急な場合など必要に応じて開催するとともに、開催したときは議事録を作成する。その際、他の会と重ならないよう単独で開催する。
- ・ いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教職員が抱え込むことなく、多様な専門性を持った職員が多面的に関わるなど、学校全体で組織的に対応する。

(3) 情報の集約

- ・ 機動的で柔軟な対応ができるように、情報の「集約担当」を設ける。
- ・ 情報の「集約担当」を生活指導主任とし、機動的で柔軟な対応ができるようにする。
- ・ いじめを発見、訴えを聞いた場合は、即日に集約担当に報告し一両日中に「いじめ等対策委員会」を開催するなど、関係事案を迅速・正確に報告する。また、集約した情報を基に、速やかに組織的に対応する。

3 積極的認知に向けた教職員一人一人の心構え

(1) いじめの定義と解消について

<いじめ防止対策推進法 第2条 より>

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

- ・ いじめの認知の判断基準については、加害行為の「継続性」「集団性」「一方的な力関係」「深刻度」などの要素により、いじめの定義を限定して解釈することがないようにする。
- ・ 情報の「集約担当」である生活指導主任に報告し、学級担任等の特定の教職員だけでいじめの認知について判断しないようにする。
- ・ いじめの解消は、国の基本方針にのっとり、少なくとも、いじめが止んでいる状態が3か月以上継続し、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないと認められる場合において初めて判断する。

(2) 積極的認知に向けて

- ・ 教職員一人一人が、多様な背景をもつ児童の理解と配慮も含めた人権意識をもつ。
- ・ 児童と触れ合う時間をできる限り多く取る。
- ・ 児童の話に耳を傾け、親身になって対応し、児童が何でも相談できる信頼関係を築く。
- ・ いじめ防止対策推進法第2条のいじめの定義に従って、積極的に認知する。
- ・ いじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。認知したいじめは、即日に集約担当に報告し、一両日中にいじめ等対策委員会を開催するなど、関係事案を迅速・正確に報告する。
- ・ いじめ（特に、暴力を伴わないいじめ）は、大人が気付きにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても見逃さず、いじめを隠したり軽視したりせずに、指導につなげていく。
- ・ 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めるなどの指導を最優先させる。
- ・ 部活動は、スポーツ庁・文化庁のガイドライン等も踏まえて実施する。また、部活動の委託業者やトワイライトスクールの専門員に対して、児童の人間関係をしっかりと観察し、気になることがあったら報告するように依頼する。

(3) 指導に対する心構え

- ・ 教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・ 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合、速やかに止めるなどの指導を最優先させる。

4 未然防止の取組

- 教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることでできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己肯定感・自己有用感が高まるよう努める。
- 児童の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、互いの違い認め、補い合っていく中で、多様性を認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- 上記の内容について、学校及び児童の実態を踏まえ、なごや子ども応援委員会と協働して企画・計画・実践を進める。

(1) 授業づくり

- ・ 児童が、自らの可能性を最大限に伸ばし、人生をたくましく生きていくことができるよう、児童主体の授業づくりに努める。
- ・ 学習形態を工夫したり、タブレット端末を活用したりして、児童一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による授業を推進する。
- ・ 自己肯定感を高めるために、児童の取り組みを注意深く観察し、学習結果だけでなく学習過程を重視した授業づくりに努める。
- ・ 公開授業等により、互いの授業を参観し合う機会を設け、学習指導の観点からだけでなく、生徒指導の観点からも指導法や教材等を共有することができるようにする。

(2) キャリア教育の充実

- ・ 自己理解・他者理解を通して、将来どのような生き方をし、どのように社会貢献し、どのような生きがいを得るのかを考えるキャリア教育の取り組みを進める。
- ・ キャリアパスポートを活用し、目標やそれに対する振り返り、心に残っていることの記録を蓄積していくことで、児童が自らの成長を実感することができるようにする。

(3) 豊かな心の育成

- ・ 道徳教育の実践を通して、豊かな心の育成を図る。特に、「一人一人を大切にする」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは相手にもしない」等、他を思いやる心を育むとともに、「死ね」「うざい」「きもい」「ごこい」など、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。

活動資料：「INGハンドブック」「人権教育の手引き」

「学校における人権教育をすすめるために～実用編～」

「人権教育の手引き～みんなで学ぶ人権ワーク集～実践編」など

- ・ 生活科の授業で一人一鉢植物を栽培させることで、自他の命を大切にすることを育む。

(4) 集団づくり

- ・ 社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、他の児童や大人との関わり合いを通して、児童が自ら「人と関わることの喜びや大切さ」に気づき、学ぶ機会を設定する。
- ・ 一人一人の児童が活躍できる学校生活をつくることのできる場や機会を設定し、児童の自己有用感の育成を図る。
- ・ 単に「児童が何かを体験すればよい」「児童同士が交流を深めればよい」といった意識ではなく、児童の年齢や発達段階に応じた集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むことを目指す。そのために、多様性を認め合い、「友達のよさに目を向けて積極的に認め合う活動」「グループや学級全体で助け合い、共通の目標を達成する活動」など、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童の創意や工夫に富んだ主体的な活動の場や機会を設定する。
- ・ 児童会の取組において、「なごやINGキャンペーン」、「いじめ防止教育・自殺予防教育」等の機会を生かし、児童自身がいじめの問題を自分たちの問題として受け止める、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるよう働きかける。

《学校全体での取り組み・活動》

「あいさつ運動」「ペアふれあい活動」「分団会・分団登校・分団一斉下校」

《各学年での中心となる取り組み・活動》

【1年生】 「学校探検での教職員とのふれあい活動」

「幼稚園・保育園との交流」

【2年生】 「学区探検での地域との交流」「いのちの大切さを学ぶ活動」

【3年生】 「地域の伝統や昔のくらしを学ぶ活動」

【4年生】 「身近な環境について学ぶ活動」「地域でのふれあい清掃」

【5年生】 「中津川野外学習」「高齢者、障がい者との交流」

「地域でのふれあい清掃」

【6年生】 「諸外国との関わりについて学ぶ活動」「地域でのふれあい清掃」

(5) 教育相談

- ・ 気軽に相談できる存在があることを知らせるために、4年生の児童全員に、スクールカウンセラーとの面談を実施する。

(6) なごや子ども応援委員会との連携

- ・ 積極的になごや子ども応援委員会と連携した授業を計画し、「コミュニケーション能力の向上」や「互いの違いを認め合うこと」など、発達段階に応じた指導をする。

5 早期発見の取組

- 日常的な観察とともに、質問紙によるアンケート調査、教育相談等における面談、スクールライフノートの活用などを計画的に行い、日常の児童の様子を把握する。
- なごや子ども応援委員会と定期的に情報交換を行うことで、早期発見に努める。

(1) 日常的な観察

- ・ 日頃から児童との触れ合いを多くして、児童一人一人の交友関係、行動、思考の特徴をよく理解するようにし、いじめの兆候、児童が示すサインを見逃さないようにする。

(2) 「ウェブ版学校生活アンケート（WEBQU）」の活用

- ・ 直前に「児童・生徒用こころの健康に関する啓発パンフレット『気づいてる？こころのSOS』」に取り組ませ、援助希求の大切さを伝えるとともに、自分の心と向き合わせた上でアンケートを実施する。
- ・ 学級集団づくりに活用する中で、結果として表れる「学級での満足度」「学校生活における意欲」「ソーシャルスキルの定着具合」を基に、状況によって即時に、児童個々へ対応する。これらの結果については、印刷したものを所定の場所に保管し、指導者用タブレット端末以外でもすぐに閲覧できるようにする。

(3) 定期的なアンケート調査

- ・ 「笠東小学校生活アンケート」を学期に1回実施することにより、悩み事やいじめの兆候を早期につかみ、随時の教育相談を通して児童の心に寄り添いながら適切に対応することによって、児童が安心して学校生活を送ることができるようにする。

(4) 緊急的なアンケート調査

- ・ 重大事態が生じた可能性があるときなど、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急的にアンケート調査を行う。

(5) 教育相談

- ・ 児童の心に寄り添うことができるように、傾聴することを心掛ける。
- ・ いじめの被害者は「全力で守る」という学校・教職員の姿勢・決意を示す。他の児童のいじめについて見聞きした場合は、勇気をもって相談するよう呼び掛けるとともに、情報の発信元は絶対に明かさないと伝えておく。
- ・ 気軽に相談できる存在があることを知らせるために、4年生を対象に、短時間でスクールカウンセラーとの面談を実施する。また、転入時においては、学級担任以外にスクールカウンセラーや養護教諭などに個別に引き合わせるようにする。
- ・ (2)(3)でのアンケート調査の結果等を基に、全ての児童を対象として、年間1回、教育相談週間を設ける。
- ・ 希望に応じて、担任以外の教職員やスクールカウンセラーへの相談も可能とする。

(6) スクールライフノートの活用

- ・ 毎日心の天気を記録させることで、児童の心の状態を把握し、いじめの兆候が見られないか定期的に確認することができるようにする。

(7) なごや子ども応援委員会との連携

- ・ 定期的に口頭並びに書面による情報交換を行う。
- ・ (2)でのアンケート調査の結果等を基に、児童の人間関係や心の状態を分析し、いじめの早期発見に努める。

(8) 保護者・地域との連携

- ・ 保護者に対しては、日頃から児童のよい点や気になる点など、学校の様子について連絡するように努めるとともに、児童について気になることがあれば速やかに学校に連絡していただくよう依頼しておく。
- ・ 地域に対しては、「いじめ・問題行動等防止対策連絡会議」の場等を活用し、児童について気になることがあれば速やかに学校に連絡が入るよう依頼しておく。

(9) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配布

- ・ 年度当初に、全児童に配付し、各相談機関について周知する。
- ・ ランドセル等に入れておくなど、いつでも見ることができるよう指導する。

(10) SNS相談

- ・ 相談する先が24時間365日あることを、小学4年生以上の児童に周知し、アクセスコードを配付する。また、学習者用タブレット端末を使ってSNS相談の仕方について指導することを通して、援助希求の大切さを伝える。

6 いじめに対する措置（いじめの重大事態・警察との連携を含む）

- 学級担任等の特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的に対応する。
- 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関等と連携し、対応に当たる。とりわけ、児童虐待や重大ないじめ、自死などにつながる恐れのあるハイリスクな要因を抱えた児童に関しては、早急に関係機関との連携を図る。
- 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

(1) いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応

- ・ いじめと疑われる行為（遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など）を発見した場合、その場でその行為を止めたり注意したりする。
- ・ 児童や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階から対応する。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・ いじめ行為を発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、速やかに「いじめ等対策委員会」に報告し、情報を共有する。
- ・ 「いじめ等対策委員会」を中心として、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、いじめの認知・判断をする。
- ・ 以下のような「重大事態」については、直ちに教育委員会に報告し、連携を図りながら対応に当たる。対応する際には、詳細な事実関係の確認を行うため、対象児童・保護者のみならず、関係児童・保護者に対しても説明し、協力を得るように努める。

〈重大事態とは〉

- 「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」
 - ・ 30日を待たず一週間をめぐりに連絡し概要を報告する

※ 「いじめを受けた児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申し立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）

- ・ 状況に応じて、所轄警察署・法務局・児童相談所など、関係機関との連携を図る。

(2) いじめを受けた児童又はその保護者への支援

- ・ 当該事案に気づき次第直ちに、いじめを受けた児童及びその保護者の意見・要望等を聴き取る。その際、誰がいじめを受けた児童及び保護者の聴き取りを行うかについては、いじめを受けた児童及びその保護者の意向を尊重する。
- ・ 関係児童の保護者には、電話連絡だけでなく、家庭訪問をしたり、保護者に来校していただいたりするなどして、その日のうちに事実関係を伝える。
- ・ 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者の「知る権利」を尊重し、いじめの疑いのある事案の背景・経過・事実関係等に関する調査結果その他の事案関連情報の開示及び説明を積極的に行う。
- ・ いじめを受けた児童が少しでも安心して学校生活を送ることができるよう、「複数の教職員で見守る」「いじめを行った児童を別室で指導する」など、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続するよう伝える。
- ・ 上記の対応によっても、いじめを受けた児童が学校を欠席せざるを得ない状況が続く場合には、学習の支援など、いじめを受けた児童及びその保護者の心情に寄り添いながら支援する。その際、「出欠席の取り扱い」「内申も含めた成績への影響」について、いじめを受けた児童に不利益が生じないことを初期段階から説明するよう配慮する。
- ・ 状況に応じて、なごや子ども応援委員会や外部専門家の協力を得る。なごや子ども応援委員会に対しては、いじめを受けている児童への個別の安全確保、警察と連携した対応の窓口を担うようSPによる支援の要請を行う。
- ・ 犯罪行為に該当するもの、あるいは強く疑われるものは、教育委員会に一報するとともに警察へ相談又は通報する。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

(3) いじめを行った児童への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、いじめを行った児童を別室で指導する等、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・ いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の発達に配慮する。
- ・ いじめの状況に応じて、「特別の指導計画による指導」のほか、「教育委員会との判断による出席停止」「警察との連携による措置」も含め、毅然とした対応をする。その際、いじめを行った児童に心理的な孤立感・疎外感を与えないよう、一定の教育的配慮のもとで行うようにする。

(4) 集団への働きかけ

- ・ 傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。

- ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめの解消とは、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断するようにする。
- ・ 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ・ 名誉毀損やプライバシー侵害等、不適切な書き込み等については、教育委員会に一報するとともに、所轄警察署・関係機関に相談し、直ちに削除する措置をとる。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに教育委員会に一報するとともに、所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 警察、法務局、関係業者等の専門家を講師とした講演会を実施したり、相談機関の窓口や、関係機関が実施する取り組みを周知したりする。
- ・ パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンのメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育の充実を図る。
- ・ 保護者に対しても、情報モラル啓発資料の活用等を通して、児童を取り巻く状況について理解を求めるとともに、家庭における「スマートフォンの使用に関する約束事」を決めていただくなど、折に触れて依頼する。

7 なごや子ども応援委員会との協働

必要に応じて、なごや子ども応援委員会コーディネーターを中心として協働を図り、未然防止及び早期発見の取り組みを進めるとともに問題の解決に努める。

〔 「こころの授業」の実施 学校生活における児童の観察
本城中学校「カウンセリングルーム」の紹介（6年生対象） など 〕

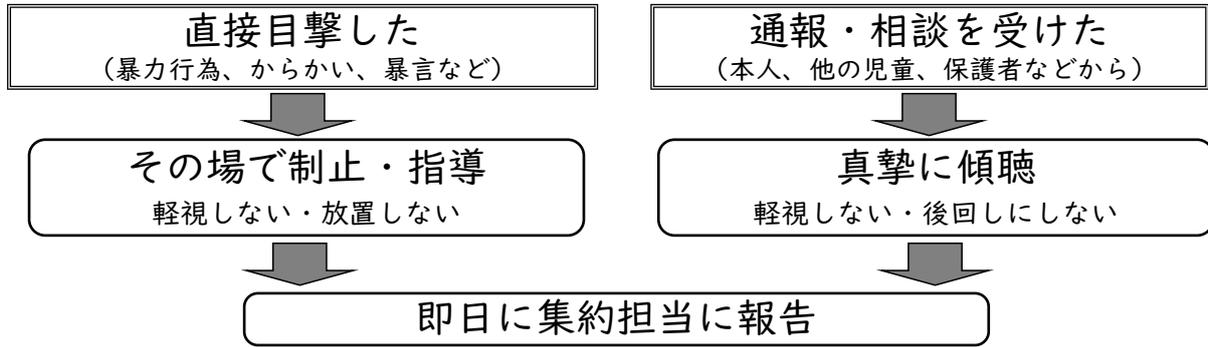
8 校内研修の実施

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を学期に1回は実施し、教職員の資質向上に努める。

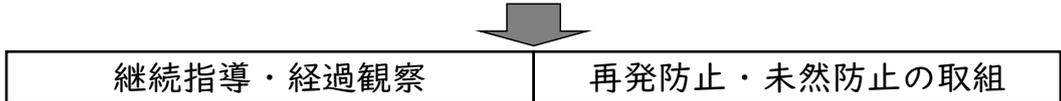
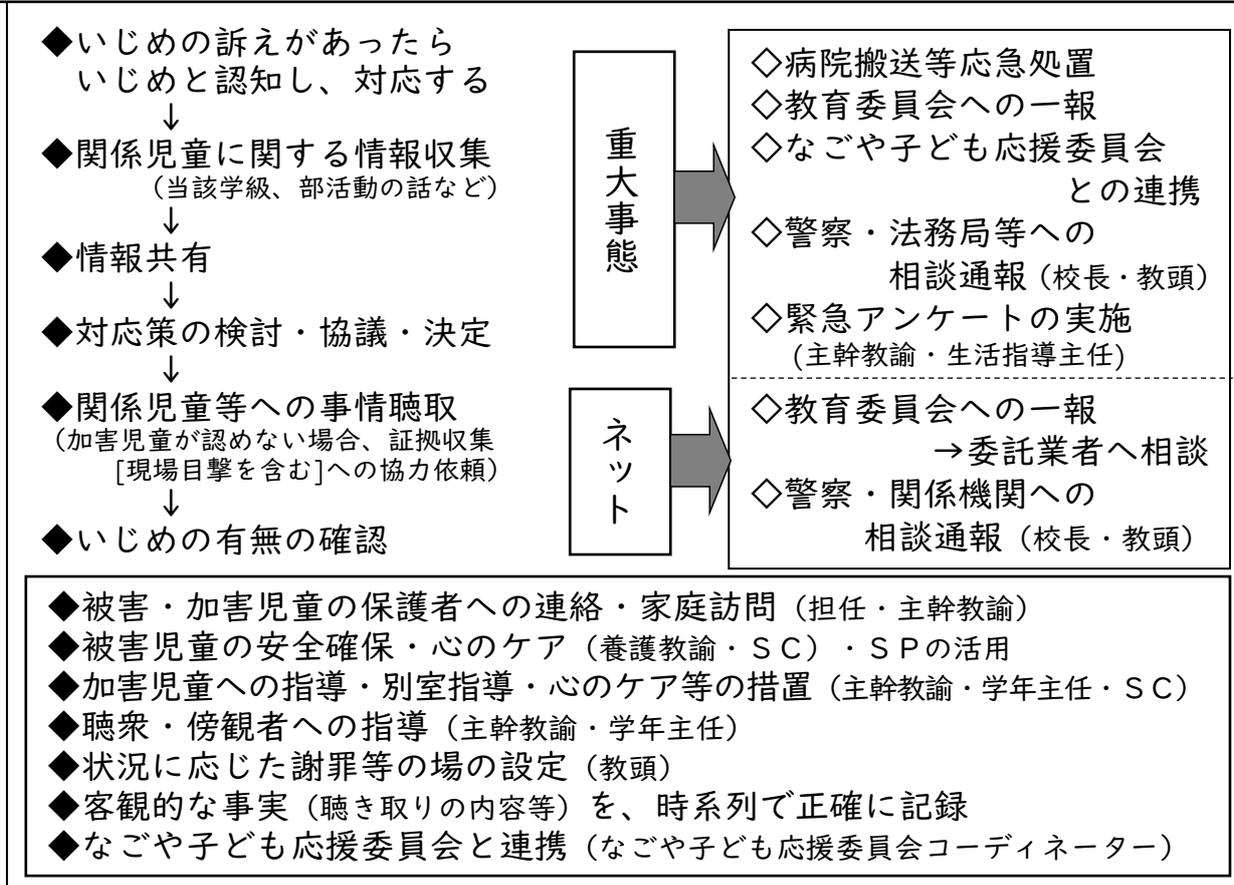
9 学校評価の実施

- より実効性の高い取り組みを実施するために、PDCAサイクルに基づき、策定した「笠東小学校いじめ防止基本方針」の見直しを必要に応じて行う。
- いじめの防止等のための対策に関わる取り組み等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

◆ いじめを発見、訴えを聞いた場合の対応の流れ ◆



一両日中にいじめ等対策委員会を開催するなど、関係事案を迅速・正確に報告



<年間計画>

学期	月	生徒指導・教育相談	道徳・特活	校内研修
1	4	<ul style="list-style-type: none"> WEBQUの結果を活用した前年度からの引き継ぎ 全職員で児童理解 (友人関係・家庭環境) 学校生活アンケート①(4～6年) 	<ul style="list-style-type: none"> INGハンドブック <1～3年> トラブル防止!話し方教室 みんなでつくろう楽しい学級 <4～6年> 違いをこえて 自分の気持ちを伝えてみよう 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ等対策委報告会① 「いじめ防止基本方針 について」
	5	<ul style="list-style-type: none"> 生活指導部会での情報共有 児童観察強化 		<ul style="list-style-type: none"> いじめ等対策委報告会② 「教育相談の充実」
	6	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケート①(1～3年) 気付いてる?こころのSOS (4～6年) WEBQU①(4～6年) WEBQU①の結果の把握と支援の方法 を全職員で共通理解 WEBQU①結果返却(4～6年) 教育相談週間 SC全員面談(4年) なごや子ども応援委員会との情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> こころの授業(子ども応援委) (6～7月) 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ等対策委報告会③ 「WEBQUの結果の 活用について」 現職教育 「児童心理 理解について」
	7	<ul style="list-style-type: none"> 自殺予防教育の推進 個人懇談会における保護者との情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 自殺予防に関わる授業 「援助希求的態度の育成」(7月) 	<ul style="list-style-type: none"> 自殺予防教育について
	8	<ul style="list-style-type: none"> WEBQU①の結果と1学期の児童の 様子を基にした2学期の支援計画 		
2	9	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケート②(4～6年) 	<ul style="list-style-type: none"> INGハンドブック <1～3年> すてきなお兄さん、 お姉さんを目指して みんなでつくろう楽しい学級 友達を思いやる心 <4～6年> 学級ギネス大会をしよう 誠実に生きるよさ 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ等対策委報告会④ 「児童理解に関する研修」
	10	<ul style="list-style-type: none"> 生活指導部会での情報共有 学校生活アンケート②(1～3年) 気付いてる?こころのSOS(4～6年) WEBQU②(4～6年) WEBQU②の結果の把握と支援の方法 を全職員で共通理解 WEBQU②結果返却(4～6年) 	<ul style="list-style-type: none"> 5・6年SNS教室(10月) INGキャンペーンの 取り組み(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ等対策委報告会⑤ 「WEBQUの結果の 活用について」
	11	<ul style="list-style-type: none"> なごや子ども応援委員会との情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> こころの授業(子ども応援委) (11～12月) 	<ul style="list-style-type: none"> SCとの連携について いじめ等対策委報告会⑥ 「児童理解に関する研修」
	12	<ul style="list-style-type: none"> 自殺予防教育の推進 学校評価(児童・保護者) 個人懇談会における保護者との情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 人権週間の取り組み(12月) 自殺予防に関わる授業 「ストレス対処法」(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ等対策委報告会⑦ 「人権教育についての 報告会」 ブロックいじめ 問題行動等対策会議
3	1	<ul style="list-style-type: none"> WEBQU②の結果と2学期の児童の 様子を基にした3学期の支援計画 生活指導部会での情報共有 学校生活アンケート③(4～6年) 	<ul style="list-style-type: none"> INGハンドブック <1～3年> ふしぎだな たのしい?こうかんにっき <4～6年> 生命の尊重 おじいちゃんの命 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ等対策委報告会⑧ 「外部機関との 連携について」 生活指導研究
	2	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケート③(1～3年) 気付いてる?こころのSOS(4～6年) 		<ul style="list-style-type: none"> いじめ等対策委報告会⑨ 「児童理解に関する研修」
	3	<ul style="list-style-type: none"> WEBQUの結果など小中情報交換 		<ul style="list-style-type: none"> いじめ等対策委報告会⑩ 「いじめ防止基本方針の見直し」